原水爆禁止石川県民会議 会則

第1条【名称】

この会は「原水爆禁止石川県民会議」と称し、略称を「石川原水禁」とする。

第2条【事務所】

この会の事務所は、金沢市西念3-3-5石川県勤労者福祉文化会館5階石川県平和運動 センター内におく。

第3条【目的】

この会は、核と人類は共存できないという根本認識にたち、日本国憲法の理念を実現する という立場から、核兵器の廃絶、ヒバクシャの権利確立、そして原子力政策の根本的転換と 脱原子力社会実現のための取り組みをおこなうことを目的とする。

第4条【活動】

この会は前条の目的達成のため、次の活動をおこなう。

- ① 非核・平和行進の取り組み。
- ② 原水禁世界大会への参加。
- ③ 世論形成に向けた、教育、情官、大衆行動。
- ④ 目的を同じくする反核・脱原発・平和運動との連帯・協力。
- ⑤ 非核平和自治体の実現に向けた、自治体への要請行動。
- ⑥ その他前条の目的達成に必要な活動。

第5条【会員】

- 1. この会は、第3条の目的に賛同し、常任執行委員会で承認された団体会員、個人会員をもって組織する。
- 2. この会の退会は、常任執行委員の承認事項とする。

第6条【機関】

この会に次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 常任執行委員会

第7条【総会】

- 1. 総会は役員(代表委員、事務局長、副事務局長、常任執行委員、特別執行委員) および 構成団体代表で組織し、年1回開催する。また、必要に応じ臨時の総会を開催できるもの とする。
- 2. 総会は、この会の最高議決機関として次の事項を審議する。
 - ① 活動報告に関すること
 - ② 活動方針に関すること
 - ③ 予算および決算に関すること
 - ④ 規約に関すること
 - ⑤ 役員の選出に関すること
 - ⑥ その他、会の運営に重要な事項

第8条【常任執行委員】

- 1. 常任執行委員会は、特別執行委員および会計監査を除く役員をもって構成し、総会の方針にもとづいて、具体的方針と活動を決定し、会務を執行する。
- 2. 常任執行委員会は、必要に応じて代表委員が招集する。

第9条【役員】

1. この会に次の役員をおく

代表委員若干名事務局長1名副事務局長若干名常任執行委員若干名会計監査2名

- ① 代表委員は会を代表する。
- ② 事務局長は業務全般を統括する。
- ③ 副事務局長は事務局長を補佐し、業務を分掌する。
- ④ 常任執行委員は、常時会務を執行する。
- ⑤ 特別執行委員は、必要に応じ、会務を執行する。
- 2. 役員は団体会員の役員および団体会員の構成組織から選出する。

第10条【顧問・専門委員】

この会に顧問および専門委員をおくことができる。顧問および専門委員は常任執行委員会で推挙する。

第11条【任期】

役員の任期は1年とし、再選を妨げない。なお、欠員の補充は常任執行委員会でおこなう ことができるものとし、その場合の任期は前役員の残任期間とする。

第12条【会計】

- 1. この会の経費は、自治体賛助金、構成団体分担金、寄付金、事業収入をもってあてる。
- 2. 構成団体分担金は別途定める。
- 3. 会計報告は、すべての収支明細を明らかにし、会計監査を受けて、総会の承認を受けるものとする。
- 4. 会計の責任者は事務局長とする。

第13条【会計年度】

この会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日とする。

第14条【付則】

この会則は、2008年5月19日より施行する。